保護者の皆様へ

平成31年度就学援助制度のお知らせ

つくば市教育局学務課

○就学援助制度とは？

経済的理由により、就学させることが困難と認められる児童・生徒の保護者の方に、就学援助費として給食費や学用品費等の一部を援助しています。

○制度の対象となる方

市内の小中・義務教育学校に在学する児童生徒の保護者で、以下の所得要件に該当する世帯を、準要保護世帯と認定し、援助費を支給します。なお、生活保護を受けている世帯（要保護世帯）は、申請の必要はありません。

表：準要保護認定基準額（給与所得控除後の額）

世帯人数	2人	3人	4人	5人
所得額（千円）	2,520	3,165	3,810	4,200

＊家族の年齢等により基準額が変動しますので、基準額はおおよその目安としてください。

＊所得については、同一敷地内に居住する人すべての所得を合算します。

＊所得の審査を行うため、申請された方全員が認定になるとは限りません。

○支給費目

学用品費、通学用品費、新入学児童学用品費、修学旅行費、校外活動費、給食費、トレシャツ費

支給方法については、1年に2回（10月と3月）、学校を通しての現金支給になります。支給金額の詳細については、つくば市HPに掲載してありますので、御参照ください。

＊要保護世帯の方は、修学旅行費のみの支給となります。

○申請方法等

（1）提出書類

①就学援助申請書（学校にあります。）

②平成31年度市・県民税課税（非課税）証明書

＊平成31年1月1日時点で、つくば市に住所があった方は、②を提出する必要はありません。他市町村にお住まいだった方のみ、提出をお願いいたします（世帯で収入のあった方全員の証明書が必要になります）。

＊平成31年度の課税（非課税）証明書は、6月1日以降でないと取得できないため、提出期限までには申請書のみを提出し、証明書は取得後に学校へ提出してください。

↳裏面へ続きます。

（２）書類の提出先

申請書に必要事項を記入し、署名押印のうえ、必要書類を添付し、お子様が通学されている学校に提出をお願いします。

（３）提出期限

令和元年（2019年）5月17日（金曜日）

○認定方法

学校長による学校での児童生徒の生活状態や学校納付金に関する意見、民生委員による家庭状況に関する意見（必要と認められた場合）及び前年度の所得状況を、教育委員会で総合的に審査し、援助対象者として該当・非該当を決定します。

＊民生委員が申請者の家庭の様子を伺う場合がありますので、必ずご協力をお願いします。

＊審査の段階で、制度の主旨や申請内容と生活実態が合わない場合は、教育局職員が申請者に直接お話を伺うことがあります。

○認定結果について

認定結果については、該当・非該当に関わらず、申請を提出した全ての方に対してお知らせいたします（9月上旬頃）。

○申請にあたっての留意事項

◇昨年度に交付を受けた方も、再度申請が必要です。なお、審査の結果、該当とならない場合もございます。

◇認定後、再婚・離婚・転居等で世帯の状況が変わった場合には、必ず教育委員会又は学校までご連絡いただくようお願いいたします。

◇小学校入学前に、新入学児童学用品費の支給を受けた方は、入学後に同費目からの支給はありませんので、ご了承願います。

◇３年以内に家を購入・建築した方も申請していただくことは可能です。

問合せ先
つくば市研究学園一丁目１番地１　つくば市役所本庁舎４階
つくば市教育局学務課　管理係
開庁時間　午前８時30分から午後5時15分
TEL 029-883-1111（代表）　内線4640、4641